

# 災害等による警報発令時における 学校給食対応マニュアル

平成29年11月  
伊予市教育委員会

## 目次

1	前日の対応	1
2	当日の対応	1～2
3	当日の給食調理員の対応	2
	対応表	3
参考	気象警報に対する学校の対応	4

災害等による警報発令の可能性が予想される場合の学校給食の取扱いについては、台風等災害情報を参考にしながら、次のように対応する。

## 1 前日の対応

災害等による警報発令の可能性が予想される場合は、予想される当日の午前7時現在の状況により給食を中止するか実施するかを決定することになる。そのため、前日においては、どちらの場合にも対応できるよう準備を進めておく必要がある。

(1) 給食中止を想定した献立の検討を行う。

(2) 納入業者への確認

①前日に納品されている食材について、返却できるかどうか納入業者に確認する。

返却可能な食材については、給食中止となった場合の返却可能日時を確認する。

返却が困難な食材については、翌日以降の献立内容の変更を検討する。

②警報発令が予想される当日がパン給食の場合は、パン製造業者に製造するか中止にするかの変更可能時間を確認したうえで、教育委員会学校教育課

(089-989-9871) と協議して、当日を米飯給食に変更するかどうか検討する。

変更可能時刻までに連絡できるよう当日の対応を決定する。

(3) 献立の内容に変更があった場合、学校、幼稚園へ連絡する。

(4) 給食配送業者、ごみ収集業者へ当日の対応について事前連絡する。

(5) 学校給食センター所長は、センター職員に対し、台風等災害情報に留意し行動するよう指示する。

①所長が指示する職員は、午前6時30分までに出勤する。

②正規・嘱託調理員は、通常どおり出勤する。

③調理支援員については、当日の午前7時現在で警報が発令されている場合は給食中止となるため、出勤しない。

## 2 当日の対応

(1) 午前6時現在で警報が発令または解除される可能性がある場合

学校給食センター所長が指示した職員は、午前6時30分までに出勤する。

(2) 午前7時現在で警報が発令されている場合

①給食中止の決定

ア 中止となる警報の種類は、暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪とするが、双海地区は、波浪警報・高潮警報発令時にも中止とする。

イ 給食中止の場合は、給食費は徴収しない。

②給食配送業者、ごみ収集業者へ給食中止を連絡する。

③返却可能な食材については、納入業者に引取りの連絡をする。

④翌日以降の給食献立の検討

⑤翌日以降の給食献立の内容に変更があった場合は、学校、幼稚園に連絡する。

(3) 午前7時現在で警報が発令されていない場合

通常どおり給食調理を開始する。

(4) 午前7時以降に警報が発令された場合

①学校給食センターは給食配送を行うが、給食を「食べる」「食べない」は、各学校、幼稚園で判断する。

②各学校、幼稚園で配送前に「食べない」と判断した場合は、学校給食センター(089-989-5257)に配送中止の連絡をする。

③各学校、幼稚園は、給食配送後に食べないと判断した場合は、配送車による回収が行われるまで、食器用・食缶用コンテナはそのまま配膳室に保管する。

④牛乳の取扱いについても、「飲む」「飲まない」は各学校、幼稚園で判断することとするが、飲まない場合の回収は学校給食センターでは行わない。

④給食を「食べる」「食べない」どちらの場合も、給食費は徴収する。

### 3 当日の給食調理員の対応

(1) 午前6時現在ですでに警報が発令されており、午前7時までに解除されないことが明確な場合

①正規・嘱託調理員は午前8時までに出勤する。

②調理支援員は出勤しない。

(2) 午前6時現在で、午前7時現在の警報発令が明確でない場合、または警報解除が明確でない場合

①早出の正規・嘱託調理員は、午前7時15分までに出勤する。早出以外の調理員は午前8時までに出勤する。

②午前7時までに警報が発令された場合は、調理支援員に給食中止を連絡する。この場合、調理支援員は出勤しない。

③午前7時までに警報が解除された場合は、調理支援員に給食実施を連絡する。この場合、調理支援員は午前8時までに出勤する。

(3) 午前7時現在で警報が発令されていない場合

①調理支援員は午前8時までに出勤する。

②全調理員は、通常どおり調理を開始する。

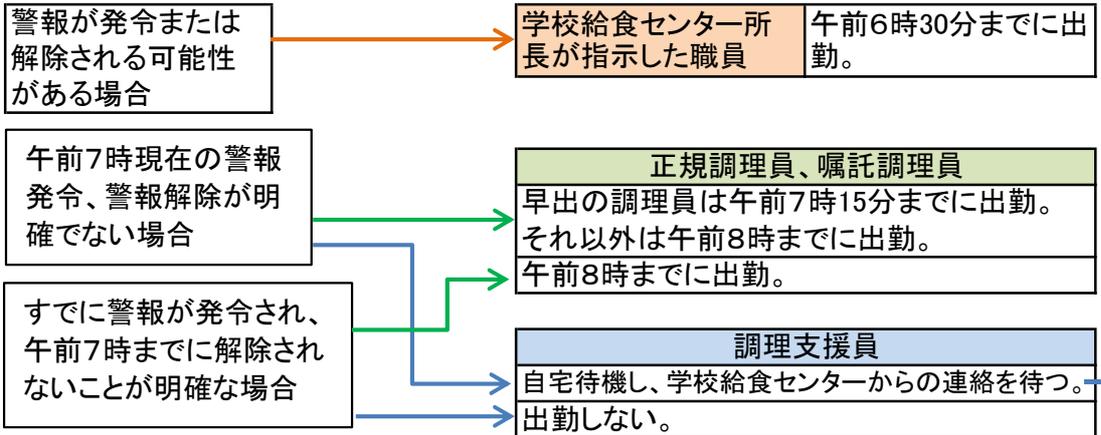
前日の対応

【学校給食センター】

- 1 給食中止を想定した献立を検討。
- 2 納入業者への連絡
  - ①前日に納入されている食材は返却可能か。
    - ・返却可能な食材 ⇒ 返却可能日時を確認。
    - ・返却が困難な食材 ⇒ 翌日以降の献立変更を検討。
  - ②当日がパン給食の場合は、パン製造業者に製造するか中止するかの変更可能時刻を確認。
    - ⇒教育委員会学校教育課(989-9871)と協議し、米飯給食への変更について検討。
    - ⇒変更可能時刻までに決定し、業者へ連絡。
- 3 学校、幼稚園へ連絡。(献立の内容の変更など)
- 4 給食配送業者、ごみ収集業者へ当日の対応について事前連絡。
- 5 学校給食センター所長は、センター職員に対し当日の対応について指示。

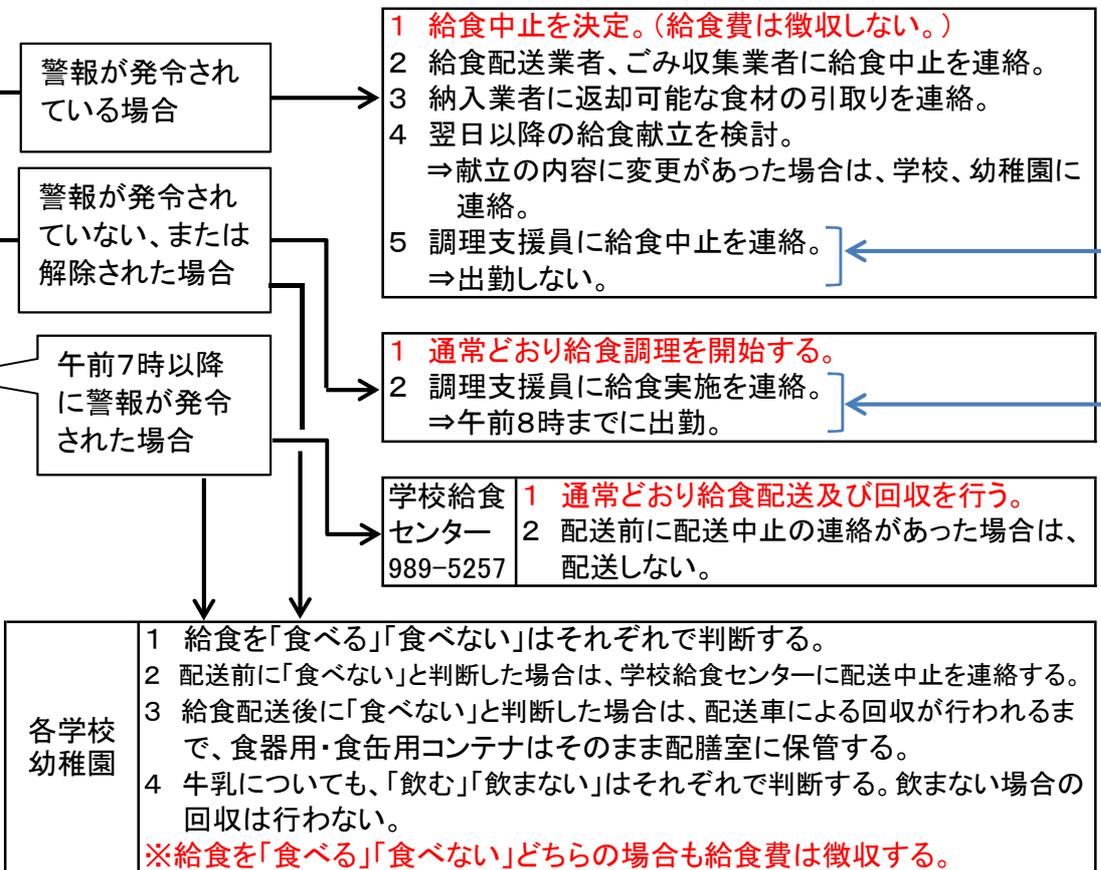
当日の対応

午前6時現在



午前7時現在

この時点で、給食中止か実施かを決定。



参考 気象警報に対する学校の対応

1 警報の種類と基準（愛媛県中予地方）

警報の種類	基準
大雨	平地：1時間雨量 50 mm 平地以外：3時間雨量 100 mm
洪水	平地：1時間雨量 50 mm 平地以外：3時間雨量 100 mm
暴風	陸上：20m/s
暴風雪	陸上：20m/s 雪を伴う
大雪	平野部：24時間降雪の深さ 30 cm 山間部：24時間降雪の深さ 40 cm
波浪	波高：3.0m
高潮	潮位：2.6m

2 対象となる警報

学校名	自宅待機の対象となる警報	自宅待機 決定時刻	臨時休業 決定時刻
南山崎小学校	暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪	6時以降登校前	6時30分
北山崎小学校	暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪	登校前	7時
郡中小学校	暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪	6時	7時
伊予小学校	暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪	6時以降登校前	7時
中山小学校	暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪	6時30分	7時
佐礼谷小学校	暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪	登校前	7時
下灘小学校	暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪、 波浪、高潮	6時以降登校前	7時
由並小学校	暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪、 波浪、高潮	登校前	7時
翠小学校	暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪、 波浪、高潮	6時	7時
港南中学校	暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪	7時以降登校前	11時
伊予中学校	暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪	7時以降登校前	11時
中山中学校	暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪	6時30分	7時
双海中学校	暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪、 波浪、高潮	7時以降登校前	11時